

# 呉市地域公共交通網形成計画（仮称）の策定について

平成29年9月12日

呉市都市部交通政策課

## 〈目次〉

1.地域公共交通網形成計画とは

2.呉市地域公共交通網形成計画(仮称)について

2-1. 計画の概要

2-2. 平成29年度

呉市地域公共交通網形成計画策定準備調査業務について

2-3. 今後のスケジュール

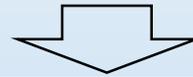
# 1.地域公共交通網形成計画とは

## 交通政策基本法(以下「基本法」)

### 〈基本方針〉

- ・日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保
- ・まちづくりの観点からの交通施策の促進
- ・関係者相互間の連携と協働の促進

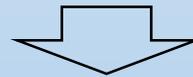
等



## 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下「活性化法」)

(平成26年11月20日改正)

「基本法」の基本方針に基づき、地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、マスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を策定することが可能となった



## 地域公共交通網形成計画

地方公共団体における地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるもの

## 2. 呉市地域公共交通網形成計画(仮称)について

### 2-1. 計画の概要

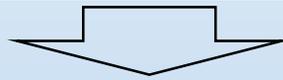
#### ・策定目的

平成27年3月

基本的な交通政策に係る指針

「呉市地域公共交通ビジョン(H27~H31)」(以下「ビジョン」)策定

※「活性化法」改正前に計画策定に着手



平成26年11月に改正された「活性化法」の趣旨を踏まえ、交通体系を面的に見渡した、実効性のある施策を計画的に推進しなければならない

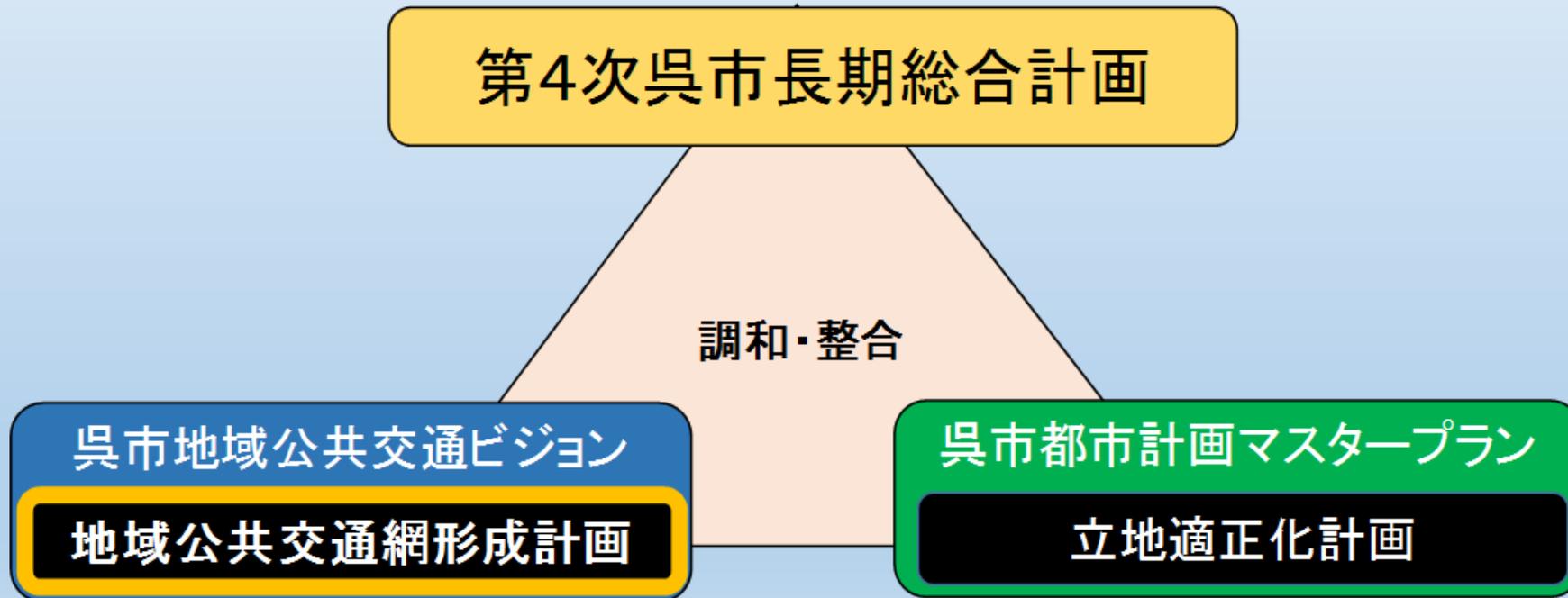


市民・交通事業者・行政等が一体となって、地域にとって望ましい、持続可能な公共交通網の姿を明らかにするマスタープラン「呉市地域公共交通網形成計画」(仮称)を平成30年度末を目途に策定する

## ・計画の位置づけ

まちづくりとの一体性を確保するため、呉市長期総合計画及び望ましいまちづくりの方向性を総合的に示した呉市都市計画マスタープランとの調和を図る。

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策と連携していくため、今後策定される予定である立地適正化計画との整合を図ったものとする。



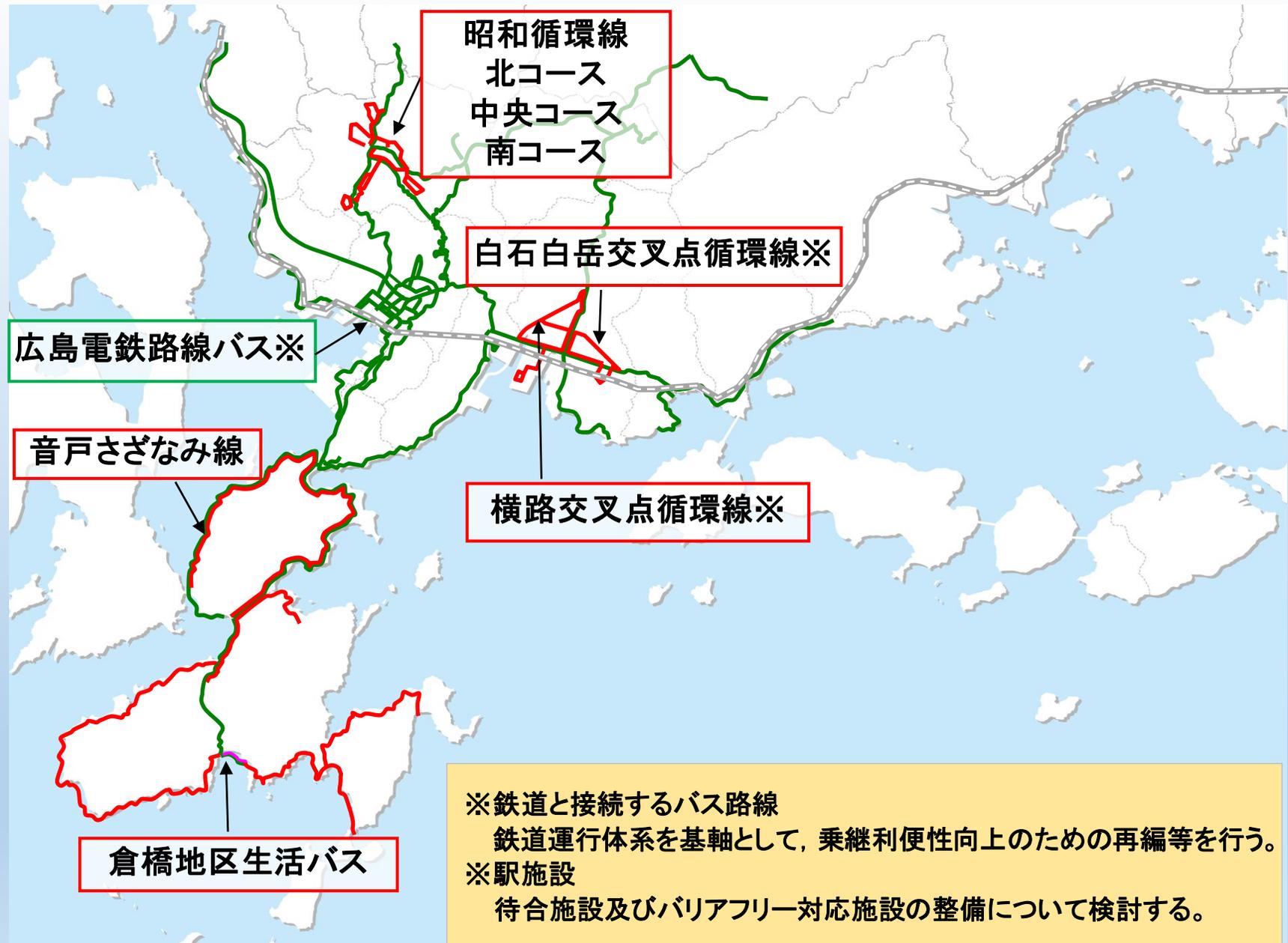
- ・計画期間

平成31年～35年度(5ヶ年)

- ・計画区域

〈呉市全域〉

- (1) 呉市内運行バス路線(ICカード対応路線)の再編
- (2) 呉市内運行バス路線(ICカード非対応路線)の再編
- (3) 斎島, 三角島等の離島・生活航路の航路再編等







## 2-2. 平成29年度

### 呉市地域公共交通網形成計画策定準備調査業務について

#### ・委託事業概要

(1) 事業者：株式会社バイタルリード広島支店  
(広島市安佐南区古市1丁目38番27号)

(2) 委託費：4,698,000円(税込)(うち国補助金 1,650,000円)※

※国土交通省：平成29年度地域公共交通確保維持改善事業費  
補助金(地域公共交通調査事業)

(3) 委託期間：平成29年7月24日から平成30年3月20日まで

#### **(4) 業務内容：**

##### **a:現況把握調査**

既存資料，過年度調査資料の収集及び利用実態，移動ニーズを整理し，「ビジョン」基礎データの更新を行う

##### **b:地域課題の把握及び再編案等の検討**

公共交通網の課題，利用促進，連携等の視点から，市全域の公共交通のあり方を整理し，公共交通網の再編案の作成，モビリティマネジメント等を通じた利用促進策等の検討を行う

##### **c:関係者意見の把握**

地域課題の調査及び課題解決に向けた方向性を検討するため，交通事業者等を対象にヒアリング等を行う

**d:a～cの結果を整理し，地域公共交通網形成計画基礎資料を作成**

## 2-3. 今後のスケジュール

